

各 位

会社名 株式会社カンセキ  
代表者名 代表取締役社長 長谷川 静夫  
(コード番号：9903 東証 JASDAQ)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 高橋 利明  
(電話 028-659-3112)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 24 日開催予定の第 44 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、それに伴い本定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動並びに人事異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的としております。

##### (2) 移行の時期

平成 30 年 5 月 24 日開催予定の本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

① コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。加えて、重要な業務執行の決定を機動的に行なうため、取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役にきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第 26 条第 2 項の変更を行なうものであります。

③ 上記の新設、変更および削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行なうものであります。

(2) 変更内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 3 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第 4 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</li><li>3. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</li><li>4. 第2項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</li></ol> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. <u>増員、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</li></ol> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 3 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第 4 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></li><li>3. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></li><li>4. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</li><li>5. 第3項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</li></ol> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></li><li>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を 1 名以上選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長を選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を 1 名以上選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長を選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各 <u>監査役</u> に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役への委任)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 5 章 執行役員 (執行役員および定員)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 執行役員 (執行役員および定員)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第6章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>(員数および選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>2. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>3. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>4. 2項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(監査役会の招集)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 5 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 5 月 24 日 (予定)

以 上